

# ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

## DOMESTIC TOPICS

### TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)と商標

「平成の開国」として、農産物への関税撤廃による貿易自由化の議論が注目されているTPP(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership)ですが、TPPには知的財産権に関する条項も含まれており、参加国は知的財産権の重要性を認め、確実に知的財産権を保護し、執行する体制・制度を維持する必要があります。

商標に関しては、具体的に以下の条項が規定されています。

#### Chapter 10 - Article 10.4 (Trade Marks)

1. 参加国は、商標出願に対する異議申立、及び登録商標に対する取消請求の機会を関係国に与えること
2. 参加国は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する「ニース協定」の分類に従って物品とサービスを分類すること

「ニース協定」とは、商標を使用する商品・サービスの表示や範囲について、世界的に統一を図るために締結されたもので、日本は平成2年2月に加盟しました。

このため、商標出願に際しては、ニース協定が定める「国際分類」に従って、商標登録による保護を求める商品・サービスを願書に記入する必要があります。

「国際分類」は、世の中の全ての商品・サービスを便宜上、第1類～第45類に区分けしたもので、例えば、「化粧品」は第3類、「携帯電話」は第9類、「美容エステ」は第44類に区分けされています。

この「国際分類」を利用している国は、現在では160カ国以上に達しています。

TPPの現在の参加国(シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド)、及び、参加交渉中の米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアにはニース協定に加盟していない国も含まれていますが、いずれも「国際分類」を採用しています。

このため、現状の条項に変更がなければ、TPPへの参加国によって商標登録の利便性に多大な影響を及ぼす可能性はないように思われます。

ただし、チリ産のワインやスピリッツの原産地に該当する表示が商標登録の対象から外されることにはなりません。

【ご案内】 弊所ホームページのデザインをリニューアルしましたので、是非、ご覧ください。

<http://www.arco.chuo.kobe.jp/>

## OVERSEAS TOPICS

### 中国 - 商標権侵害、犯罪未遂の処罰を明確化

最高人民法院、最高人民検察院、公安部は、2011年1月10日、未販売侵害品でも一定の量に達する商標侵害行為を犯罪未遂として処罰する「知的財産権侵害の刑事事件を扱う時の法適用の若干問題に関する意見」を發布しました。

今回の「意見」において、未販売侵害品の責任追及が明確化され、他人の登録商標を詐称するもので在庫品が15万円を超えた場合には、犯罪未遂として処罰の対象となります。

現在の中国商標法には、商標権侵害製品の販売について刑事責任を追求する規定はありますが、未販売の在庫品の取扱いは明確に言及されておらず、中国の刑法にも商標に関する犯罪未遂の量刑基準は規定されていません。

#### 外国判例紹介

2010年12月17日判決 欧州裁判所(General Court) T-337/08

### 動物を現したチョコレートの立体包装形態

欧州裁判所は、第30類「チョコレート商品」に関してCTM(欧州共同体)出願された以下の立体商標について、識別力を欠いており、また、使用によりEU全域において出所表示機能を発揮していることが立証されていないとして、登録を認めない旨の判決を下しました。



欧州裁判所は、動物を現したチョコレートの商品包装形態の識別力に関して、以下の理由により、識別力を欠く(devoid of distinctive character)との判断を下しました。

- ◆トナカイの形態は野生のトナカイとは異なるものの、チョコレート商品に写実的でなく動物を現すことは頻繁に行われている
- ◆チョコレート商品における金紙の包装は慣習となっている
- ◆ベルを付けた赤いリボン、ベルがクリスマス行事において重要であり、取引上の単なる装飾として使用されている

また、欧州裁判所は、立体商標の場合、CTM出願時にEU全領域において使用による顕著性を獲得している必要があるとの判断を示しました。

[弁理士:三上真毅]

